

東日本大震災の被災者のみなさまに対する
「災害復興支援融資」の取扱期間延長について

みずほ信託銀行株式会社（社長：中野武夫）は、2011年3月14日より取り扱いしております「災害復興支援融資」について、取扱期間を2014年3月31日まで延長いたしますので、お知らせいたします。お取扱内容は下記の通りとなります。

記

	被災法人向け災害復興支援融資
対象先	東日本大震災により、本社・事業所・営業所・工場等の建物、機械器具等事業用設備や商品等に被害を被った事業法人 〔原則、被災（罹災）証明書をご提出いただきます〕
借入金額	最大30百万円
借入期間	最長5年（元金均等返済、1年据置可能）
適用金利	当行所定の適用金利より引き下げ
取扱店	信託総合営業第一部、信託総合営業第二部、信託総合営業第三部、信託総合営業第四部、信託総合営業第五部、信託総合営業第六部、信託総合営業第七部、信託総合営業第八部、札幌支店、仙台支店、新潟支店、浜松支店、富山支店、名古屋支店、京都支店、大阪信託総合営業部、高松営業部、岡山支店、広島支店、福岡支店

※当行所定の審査の結果、ご希望にそいかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。
また、適用金利の引き下げ幅は個別の審査により確定いたします。

当行では、上記記載の支店に対応を指示し受付体制を整えておりますので、本商品へのお申し込み、商品内容等詳細につきましては、上記記載の最寄りの当行本支店へご照会ください。

以上